

# 福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成17年3月28日(月)午後1時30分から3時10分

2 場 所 福島県庁本庁舎2階 第二特別委員会室

3 出席者

- ・福島県環境影響評価審査会委員 7名
- ・福島県 5名
- ・傍聴者 28名

4 議 事

(1) 会長の選任について

福島県環境影響評価条例第38条第1項の規定に基づき、委員の互選により、櫻村利道委員を会長に選出した。

また、同条例第38条第3項の規定に基づく会長代理について、櫻村会長が、中村嘉男委員を指名し、本人の了承を得た。

(2) ㈱山一商事産業廃棄物最終処分場建設事業環境影響評価準備書について

㈱山一商事から提出された「㈱山一商事産業廃棄物最終処分場建設事業環境影響評価準備書」について、資料1～8に基づき事務局から説明を行った後、審議を行い、審査会としての意見(知事意見に盛り込む内容)をとりまとめた。

審議における発言要旨は次のとおり。

(議長)事務局説明に対し意見をお願いしたい。

本案件については、事業者によると近傍500m以内に住む人の8割近くから同意が得られているということだが、準備書の縦覧開始から期間内に提出された意見書の数は3000通を超えている。その内容は、設置反対が多く、賛成と思われる意見は無かった。これは今まで審査会として経験したことがない。残念ながら事業者の説明責任を問わざるを得ない。これから作成される評価書は、これらの説明責任をよく果たすものとならなければならないと思っている。今回の審議は、住民の意見を踏まえて提出された公聴会での意見、いわき市長の意見、県の各グループの意見、そして審査会委員の意見を取りまとめて、知事意見の素案を得ようとするものである。内容は非常に多岐に渡っているが、どこからでも良いので意見をお願いしたい。

(委員)私どもの意見はかなり盛り込まれているので、知事意見を修正すべきとは思っていない。ただし、審査する立場から、方法書段階でこのような項目をこのように行ってくださいとお願いしたにも関わらず、かなり不明確な準備書となっている。私が提出した意見で、知事意見にも盛り込まれた資料8の2大気環境についての(6)に関連して、今後のアセスのあり方についてお願いをしておきたい。

問題になっている浸出水の貯水量について、資料3の7ページの2番の私の意見に対する事業者見解は、問題ありませんとなっている。私はどの程度の貯水量

があるのかを計算して、準備書における月降水量438ミリに対し、小名浜では589ミリなのでオーバーするとの意見を出した。ところが、資料4の14ページにおいて、県から出された意見に対する事業者見解では、内部貯留量を含めて438ミリまでは対応可能となっているので、この時点ですでにオーバーしているのではないかと思うわけである。また、流出量がどのような値になるのかをきちんと検証してくださいということも含めて、流出係数の問題も提起しているが、これについての事業者見解は全く無かった。こうした値が、準備書に盛り込まれないと、審査する側としては、それが本当に妥当なのかどうか判断できない。よって、どのデータがどのように使われていて、どういう式を使って、どういう結果が出たのかをきちんと書いてもらわないと、評価ができない。

もう1点具体的な例を申し上げますと、準備書6-1-19ページの粉じんの問題については、埋立廃棄物の約30%が焼却灰である。焼却灰についての質の問題、ダイオキシンの問題、また、どのように飛散するのかしないのかという問題は、地域の汚染との関連で重要な課題だと思っている。従って、方法書に対する知事意見に盛り込まれ、粉じんが評価項目となっている。そこで、準備書では予測式がどうなっているかというところ、確かに面源扱いで予測はなされているが、その中に使われている風速が、1m以下の場合はどうするのかという場合に、1m以下は使用せずに1mにしますとか、降下ばいじんの減衰係数がどうなっているかという場合に、係数、変数の使い方も書かれていないので、それがどのような根拠で、どの値を使用したとの記載が全くないので、自分で計算してもその値がおかしいのかどうか分からない。準備書6-1-20ページには、硬岩掘削における散水の有無についてはマニュアルを使ったと記載されているが、マニュアル以外の係数については示されておらず、そもそもマニュアルを使って良いのかという問題もある。焼却灰を埋め立の場合と硬岩を掘削する場合の粉じんとは違って来る。これは、大気安定度の問題にも関わっており、接地境界層の日射の大きい時に非常に飛散することが言われているが、こうした問題については示されていない。現地気象観測も四季を通じてとした方法書に対する知事意見に対して、確かに四季を通じて行われているが、住民意見にもあるように3月から始まってその年のうちに終わっている。安全性を重視してアセスをするのだという、自分たちの評価を科学的にこういうデータになっているという、少なくともそのレベルに達していないと、評価ができない。準備書に対する知事意見としてはこれで良いが、具体的に評価書について指導する時には、現地で観測した結果を示させた上で、実際には1年間しか観測できていないので、例えば平観測局と比べてどのような関係にあるのか、その関係から年間データや変換係数を使って、このような予測ができますというところまで示していただきたい。私も膨大な時間をかけてシミュレーションをするが、どのデータを使って良いのか全く分からない。こうした産廃の問題は、例えば一回の汚染でも内部貯水量を10%とするのか、12%とするのかで全然違って来る。それを保証する雨量への安全度があるのかという問題にもなるので、いくら降水量までなら大丈夫なのか、一回でもオーバーフローがあると浄化の問題も難しくなるので、そのところを厳密に、科学的

に我々が判断できるデータを出して頂くようお願いしたい。

(事務局) 準備書における事業の内容や処理の能力を算出するに当たっては、アセスでは計画的な段階で行い、ある程度事業化の目処がついたところで詳細設計、実施設計をすることを事業者は考えているので、そのあたりの記述が少ないものと思われる。特に、処理能力、貯水容量の算定に当たっては、この準備書は貧弱と言わざるを得ない。最大15年間の最大降水量のパターンをフォローすると同時に、最近は大きな日降水量が出ているので、これを加味した時にはどうなるのかということについて表記しないと分かりにくい部分があるので、知事意見の1-(3)として、評価書では考慮するよう意見している。また、粉じんの飛散については、埋立廃棄物のうち焼却灰が30%程度と書いてあるが、準備書では風の強い冬季のデータが少ないので、それで良いのかということも考えている。冬季のデータを追加的に調査することが本当に必要であるならば、追加してもらう必要があるし、何らかの形で既存のデータと相関をとりながら、それがこのような理由だから使えるということを明確にすれば、そのようなやり方もある。基本的には、今回審議されている知事意見案については、全て何らかの形で反映される方向で事業者を検討してもらいたいと考えている。

(委員) そのような指導をして頂ければありがたいが、本来、アセスメントというものは、詳細設計をするに当たってどうなるのかというものであり、もし計画段階で影響があるならば計画を変更するためのものだと思う。詳細設計をしていないから細かいところが分からないというのではなくて、自分で設計してみて、これでは汚染があるということになれば規模を縮小することもあるだろうし、そういうためにアセスメントをすべきと思う。そのためにも、きちんとしたデータに基づいてアセスがなされた上で、どうなのかという判断を私たちとしてはしたい。いろいろな面で不整合があって、十分積極的な計画ができないということだが、その点の指導をお願いしたい。

(事務局) この案件は最終的には廃棄物処理法の許認可手続きになるが、これまでに、市指導要綱に基づく手続きを行い、計画地が土地利用上各種法律に適合しているかどうか、市の計画との齟齬がないか、住民の同意等の一定の条件をクリアして環境影響評価手続きに入ってきている。その中で、アセスで明らかにできない部分については、次の段階となる市指導要綱手続の事前協議書において、全て反映されるべきと考えている。よって、アセスできちんと評価はしておいて、足りない部分は事前協議書で反映させ、反映されたものが許認可手続きに行って、そこで専門家の意見を求めたり、住民にオープンにしていくという2段階の手続きとなっているので、準備書や評価書と全く同じ内容が、最後の許可申請書となるのではなく、途中途中で修正されていくことになることをご了解願いたい。

(委員) 先程、議長が話された住民同意の500mの範囲というのは、何軒程度が同意しているのか。

(事務局) 準備書に対する県からの質問「対象事業計画に関する関係住民との合意形成の状況について確認したい」に対して、事業者から「自治会を通じて説明会等を行い、平成13年3月時点で事業地周辺500m以内の住民106世帯のうち78世帯、73.

6%の同意が得られております。今後関係住民の方のさらなるご理解とご協力を得るため、説明責任を果たしていく方針です。」という回答がなされている。

(委員) 方法書、準備書と進んできて、我々が把握していなかった事実、例えば坑道があるということが判明してきた。もし、坑道があるという事実があるならば、方法書や準備書がもっと違う形でできあがってきたのではないかという気がする。今後の手続きは、評価書だけになるが、知事意見に盛り込まれた事項による修正はかなりの量となると思われる。これが評価書だけで間に合うのかどうか、それとも事実が異なってきたので場合によってはもっと詳細な方法書、準備書の手続きを踏む必要があるのではないかと思われる。

(事務局) 事業者には準備書に対する知事意見が反映された評価書を作成してもらうが、アセス制度は、事業者の責任において事業者自らが評価する際に、公開性を高めて様々な方の意見を反映させるものであり、仮に知事意見を述べても事業者見解が異なる可能性もある。その場合でも評価書にその旨が記載してあれば、県が評価書の受理を拒む根拠はない。ただし、いろいろな方の意見を反映させた重みのある知事意見であるので、事業者は極力実現する形にして頂きたい。配付資料にあるように審査の過程で出された各意見に対する事業者見解が詳しく記載されているので、こうした部分やその根拠が評価書に入ってくるものと思われる。評価書については、現在の条例では審査する制度となっていないのでご了解願いたい。全国的に、評価書に対して意見を述べる機会がないことが、アセス制度そのものについて問題点があるのではないかとされている。最終的な評価書に対してもう一度意見を出して、それを反映させた上で次の許認可の段階に進む制度が必要ではないかとの議論がなされているところである。

(議長) 我々の意見に対する事業者の見解が、きちんとした回答となっていないものが多い。我々の意見が十分に通じていないのではないかと思われる。知事意見案には我々の意見が盛り込まれているが、実際にこれで評価書を作成する段階で、この点を念押ししたいというものがあれば、ご意見をお願いしたい。

(委員) 知事意見案の8番に関して、濃縮汚泥を蒸発乾固させて、また埋立場に戻すことを繰り返すと、どんどん汚染物質が濃縮することになってしまうが、現在において、もっとも良い処分の方法としてどのようなものが考えられるのか。

(事務局) 水を濃縮すればイオンは塩類となる。重金属類については処理により水酸化物や石灰と反応して不溶解性または難溶解性の物質となれば水に溶出しにくくなる。ただし、溶けやすい物については、埋め立てれば長年の間に水に溶け出してくるので、例えば全体を包んでしまおうとか、固めるとか、溶け出さない安定した処分方法を事業者が検討することになる。

(議長) 処分場とは一体何なのかという解釈について、地域住民の中にはゴミがゴミとして子孫代々残るのでこういうゴミ捨て場には反対という意見もある。

(委員) もう少しリサイクルを積極的に行うことが重要。

(議長) 水で溶けて小出しに出ていくというのが事業者の資料から読みとれる。廃棄物処分場に関する書籍等では廃棄物の分解として好気過程と嫌気過程について記載されているが、今回の事業者は有機物が少ないという理由で分解過程については触

れていない。最終処分場における分解の考え方の有無によって、単なるゴミ捨て場になったり、処分場になったりと意見が分かれてくるのではないかと思う。また、貯留水について言えば、埋め立てた廃棄物の層の中には空隙ができるが、湿原の例では、浸透係数がかなり小さく、雨水が直接浸出せず空隙に貯まり、降雨の少ないときは空隙の水が出て行くことになる。するとまた貯留する空隙ができるので、大雨が降っても直接雨水が外に出て行かなくなる。空隙に水が一時的に貯留しており、貯水池の役割を果たすわけである。それが内部貯留の本来の姿であって、当事業でいうところの内部貯留はアクシデントがあった場合に、出口を止めて内部に貯めるもので、そうすると好気分解ができなくなってしまうので、処分場としての機能が低下する問題もあり、処分場に対する住民理解がどうも得られていないという気がする。

- (委員) 今の話からすれば、浸出係数はマニュアルの0.71では済まないということになるのか。
- (議長) これは統計数字である。平均的な数字である。雨が降れば蒸発もするし、表面流出もある。埋め立てたゴミの目が詰まって圧密が起こると、水が浸透していかなくなるので、降った雨の100%が表面流出することも考えられる。
- (委員) 火力発電所の石炭灰の処分場なども堅く結構浸透水が少ない。ゴミの焼却灰ほどの程度なのかで透水係数も違ってくる。堅さや処分量が未知数だが、全国の処分場のデータもあると思われるので、こうしたデータに基づいてアセスをすれば、貯水量の必要量も納得できるものになるのではないか。
- (委員) 資料8の1の(2)の遮水シートの強度と経年変化、資料8の4の地形及び地質に関連して、事業者見解とのずれ違いがある。周辺の地形や地質との関係で、処分場に廃棄物が貯まってくると、内部には人工的な遮水シートが入っているので、堆積物自体が数十年も長い間存在することにより、その内部構造が変化し、遮水シートに影響するのではないかと思う。計画の中にも遮水シートの漏れを見知するシステムを設置するとしているが、遮水シートではどのような種類の故障が起きそうなのか、起きる可能性があるのか、どの程度の確率で起こるのかについて把握した評価ができないものか。理由は、廃棄物を埋め立てることは自然現象とも違うし、全くの人工コントロールの元にあるものでないので、かなり未知の部分もあると思われる。数量的には難しいと思うが、アクシデントの起こる確率の評価を検討していただきたい。
- (議長) 住民意見の中に、重量を計算したものがある。廃棄物の重量はある程度分かるようだが。
- (委員) 衝撃に対する強度については数的に分かると思うが、それが長い期間に渡って存在する時間経過を考慮する必要があるのではないかと思われる。
- (議長) 遮水シートの耐久性については、きちんと説明していただく必要がある。
- (事務局) 準備書ではこの部分が十分ではないので、物理的特性、物性からみて耐久性はどうかのかについて、評価書では分かりやすく記述してもらうことが必要と思う。絶対安全ということは世の中に無いと思うが、遮水シートの事故発生確率については、廃棄物処分場のそもそも論にも関することなので、非常に難しいところで

ある。可能な限りにおいて、現在の技術で試験された結果を基に将来を予測したものを分かりやすく記述させたい。なおかつ、遮水シートには多くの種類もあるので、例えば、塩化ビニル系だと可塑剤の関係でバクテリアに侵食されやすいという文献の記載や、遮水シートの種類ごとの特性を示すことにより、今回採用しようとする遮水シートは、現在製造され使用されている遮水シートの中ではこのレベルにあるというような説明があるとより分かりやすくなると思われる。また、漏水検知システムの耐用年数や検知方式にしても、様々な研究の文献もあり、評価書に示すことでより分かりやすくなると思われるので、事業者に指導、お願いすることとしたい。

なお、本事業については、アセスを始める段階から、住民との合意形成のためにはさらに調査を行っていくことが必要だとされている。以前はこうしたことが明らかにならない中で、この処分場について疑念があるとの意見もあった。準備書段階ではこれらについてかなり明らかになってきているので、こうしたデータを基に、さらにいろいろな議論ができれば良いのではないかと考えており、より分かりやすい評価書となるよう努力したい。

- (委員) 浸出水の処理能力の問題、容量の問題であるが、その基礎となる降水データについて、事業者見解では年降水量または月降水量の最大を使用したとされているが、最近では局地的に短期間でもものすごく大きな降水量があることが多い。年や月の最大量では間に合わないのではないかと考えるので、評価書では短期間での大きな降水量についても考慮していただきたい。委員の意見に対して、事業者見解は答えになっていないのではないか。
- (委員) 事業者見解を見ていると審査できませんというしかない。我々は科学的な審査を任されているので、どういう根拠でアセスの妥当性がどうなるのかが分かるような記載が必要である。データが示されて形式的には整っているが、それが論理的に組み立てられていないので、審査会としても分かりやすいアセス書とはどうあるべきものなのか検討課題にしてもよいと思う。
- (事務局) 降水量は、例えば15年における最大降雨年の365日について、1日単位で出し入れ計算をして、この雨のパターンだと内部貯留となるというようなデータがある。これまで記載すると準備書が相当厚くなってしまうので、別冊で示すことも考えられる。
- (委員) その計算手法については事業者見解で承知しているが、その年の取り方、代表の取り方が良いのかどうかということもある。さらに言えば、内部貯留量をどこにもっていくのかということについて、面積がどうなのか、流出量がどうなのかによって貯留量が変わってきてしまう。よって、地元のデータに基づいたデータをきちんと出して、ここではこういうデータを使います、係数はこうですということが、観測に基づいた地域に特有な値として示されれば、なるほどこの容量があれば間に合うと納得できる。しかし、大半のものは、現地調査は現地調査でやって結果はこう出ました、ところが、その調査結果は使わないで、マニュアルにこう書いてあるのでこの係数を使いましたというアセスが多い。何のために現地調査をやったのかという問題もあるし、私たちがきちんとチェックする必要がある。

先程、事務局から話があったが、年降水量の最大値を取るとその中に降水量の大きなものが入っているのは確かにそのとおりだが、降雨パターンとしては、福島県の場合、県南地方で5日間で1256ミリも降っている。これにはどう対応するのかということについて、設計に盛り込めというのは、造るなど言うのと一緒なので、我々の立場としてはそこまで言えない。しかし、そこまでいかなくとも、地域に降っている雨のデータはあるので、そこまでは維持できる、確保できるという科学的な論証がないと、審査会として納得したとはならない。

(議長)他に意見はないか。

私ども委員の意見も、市の意見も、公述人の意見も、全部盛り込まれて原案ができていますので、他に意見がないのであれば、事務局から示された案を、審査会の意見としてよろしいか。

(各委員)異議なし。

(議長)それでは、ただ今の議論の内容を踏まえて、環境影響評価準備書に対する知事意見を取りまとめられるよう事務局にお願いします。

(事務局)知事意見については、今後、庁内会議でよく検討されてから知事意見の最終案となるが、個々の意見に対して事業者が評価書を作成する際、途中経過の案ができた段階で、意見が反映された評価書となっているか各委員に個別に相談することもあるのでご協力をお願いしたい。

(議長)その他の議題はあるか。

(各委員、事務局)なし。

(議長)それでは以上で本日の議事を終了する。

以上